

改修内容及びバージョンアップの方法について

1 改修内容

- (1) 供託手続, 成年後見登記手続及び電子公証手続の申請を可能とする機能を追加する。
- (2) Windows 7 (64 ビット版) において利用可能となるよう対応する。
- (3) 申請用総合ソフトをインストール又はアップデートした後, 初めて起動した際に, デスクトップ上に申請用総合ソフトのショートカットを作成する機能を追加する。
- (4) 申請用総合ソフトの登記所情報ファイルの更新方法について, バージョンアップとは別の方法により更新を可能とする機能を追加する。
- (5) Windows Internet Explorer 9 を利用して申請用総合ソフトの申請書プレビューをする際, 不動産登記及び商業・法人登記手続の申請書の様式が正しく表示されるよう改修する。
- (6) 「登記申請書(会社用)(支店の登記同時申請用)」、「登記申請書(法人等用)(従たる事務所等の登記同時申請用)」、「登記嘱託書(会社用)(支店の登記同時申請用)」、「登記嘱託書(法人等用)(従たる事務所等の登記同時申請用)」、「登記事項提出書(登記申請用)(会社用)(支店の登記同時申請用)」、「登記事項提出書(登記申請用)(法人等用)(従たる事務所等の登記同時申請用)」、「登記事項提出書(登記嘱託用)(会社用)(支店の登記同時申請用)」及び「登記事項提出書(登記嘱託用)(法人等用)(従たる事務所等の登記同時申請用)」(商業・法人登記)の申請書様式において, 申請書をプレビュー表示及び印刷した際の「本店」項目と「支店」項目の表示順序が, 申請書作成・編集画面の表示順序と異なっているため, 同じ順序で表示されるよう改修する。

2 バージョンアップの方法

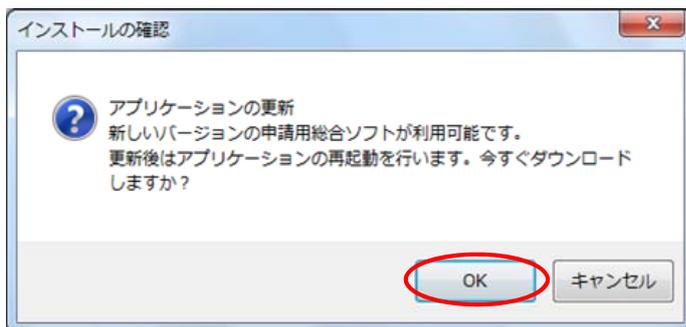
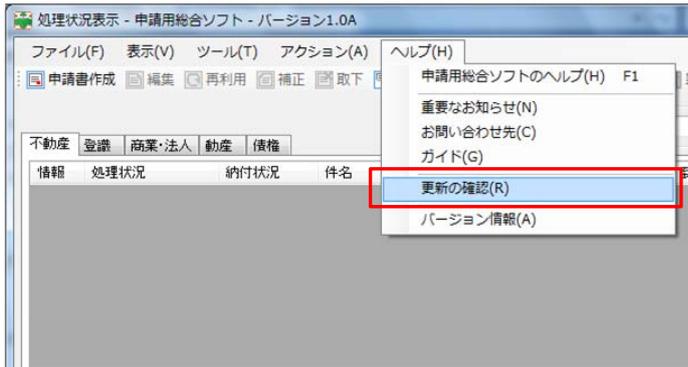
- (1) 平成23年12月9日(金)午後10時以降, PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると, 自動的にバージョンチェックを行った後に「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので, 「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。

「スキップ」をクリックすると, クリックしてから1週間は, 「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されません。(2)の「ヘルプ」メニューからの更新を行ってください。



- (2) 既に申請用総合ソフトを起動している状態で「ヘルプ」メニューの「更新の確認」をクリックすることで, 最新の申請用総合ソフトに更新することができます。更新後は, 申請用総合ソフトが再起動されますので, 処理状況

表示画面以外の窓は、全て閉じた後に更新してください。



(3) 申請用総合ソフトのバージョンアップは、24時間、土曜日、日曜日、祝日も可能です。

バージョン1.3B以前の申請用総合ソフトをご利用の場合は、申請用総合ソフトの再インストールが必要となりますのでご注意ください。

なお、このバージョンアップでは、申請書様式の更新をしないため、バージョンアップ前に作成した申請データは、そのまま利用することができます。